

令和元年（行ケ）第2号 地方自治法251条の5に基づく違法な国の関与（裁決）  
の取消請求事件

判 決 骨 子

原 告 沖縄県知事 玉 城 康 裕

5 被 告 国土交通大臣 赤 羽 一 嘉

主 文

本件訴えを却下する。

理 由 の 骨 子

- 1 本件裁決は、行政不服審査法（行審法）に基づく審査請求に対する裁決の形  
式でされたものであるところ、同審査請求に対する裁決は、基本的には、地方  
10 自治法（自治法）245条3号括弧書きの「裁決」として「国の関与」から除  
外され、同法251条の5第1項に基づく訴訟の対象になり得ないものである。
- 2 本件裁決が行審法の適用がない処分（国の機関がその「固有の資格」において相手方となった処分）についてされた違法な裁決であるという原告の主張に  
15 ついて

国の機関に対する公有水面の埋立ての承認は、その処分の性質・効果や要件などに照らし、一般私人に対する処分である埋立ての免許と本質的に異なるものではないから、国の機関は、埋立ての承認について、一般私人と同様の立場でその相手方となるものである。

- 20 したがって、本件承認処分及びそれを取り消す処分である本件承認取消処分については、国の機関がその「固有の資格」において相手方となるものには当たらない。

- 3 本件裁決が本件審査請求の審査庁になり得ない行政庁によってされた違法な裁決であるという原告の主張について

25 本件承認取消処分は、沖縄県知事職務代理者である富川副知事からの委任を受けた謝花副知事がした処分であるが、謝花副知事の「処分庁」としての立場

は、本件審査請求時においては、原告が承継しており、本件承認取消処分は法定受託事務に関する「都道府県知事の処分」に当たり、本件承認取消処分について、審査請求をすべき行政庁は埋立法の所管大臣である被告となる（自治法255条の2第1項1号、2条9項1号、同条10項、別表第1）。

したがって、本件裁決は、審査庁になり得ない者が行った裁決とはいえない。

4 本件裁決が審査庁の立場を著しく濫用してされた違法な裁決であるという原告の主張について

被告が本件埋立事業を推進してきた内閣の一員であるなどの原告が指摘する事情からは、直ちに被告が本件審査請求に対して中立的判断者たる審査庁の立場を放棄していたということはできず、その他の証拠を踏まえても、少なくとも、本件裁決が実質的に「裁決」には当たらないといえる程に、被告がその権限・立場を著しく濫用して本件裁決をしたとは認められない。

5 以上によれば、本件裁決が、自治法245条3号括弧書きの「裁決」に当たらず、同条所定の「国の関与」に含まれるということはできない。

本件訴えは、「国の関与」に当たらない処分を対象とするものであって、不適法である。

以上